

「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本県指定 第4372600637号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 山紫会
- (2) 法人所在地 熊本県合志市御代志722-1
- (3) 電話番号 096-242-0138
- (4) 代表者氏名 理事長 水上 次 雄
- (5) 設立年月 昭和44年9月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月31日指定
熊本県指定4372600637号
※当事業所は特別養護老人ホーム 菊香園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法に従い、ご契約者(利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な共用施設等をご利用いただき、介護保険サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 菊香園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 熊本県合志市御代志718-4
- (5) 電話番号 096-242-4321
- (6) 事業所長(管理者)氏名 坂本 美紀
- (7) 当事業所の運営方針
介護保険制度の基本理念である自立支援並びに自己選択・契約踏まえ、地域社会資源としての役割を念頭に置き、利用者の人権と安全・自由を最大に尊重し、より家族的な運営を行い保健・医療と密接な連携を目標として運営努力する。
- (8) 開設年月 昭和61年12月1日
- (9) 利用定員 30人(予防通所介護含む)
- (10) 建物の構造 鉄骨造陸屋根スレート・瓦葺平屋建 地上1階
- (11) 建物の延べ床面積 436.34㎡

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 合志市全域、菊池市(泗水町)
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土(12/31～1/2除く)
サービス提供時間帯	月～土 9時30分～16時40分(7時間10分) 延長も可能(但し延長の場合は原則家族様にて迎え)
営業時時間	月～土 8時30分～17時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名以上
3. 看護職員	1名以上	1名以上
4. 介護職員	1名以上	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の利用者負担の割合（介護保険負担割合証）が個人負担となり、その他は介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①入浴

- ・入浴又は清拭を行います。車椅子利用の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・利用者の排せつの介助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

- ・ご利用者、家族の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

＜サービス利用料金(1回あたり)＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払い下さい。

	基本1日	加算含む
要介護 1	658	776
2	777	895
3	900	1,018
4	1,023	1,141
5	1,148	1,266

その他のサービス加算

1. 入浴加算 I 40円
2. 個別機能訓練加算 I イ 56円
3. 個別機能訓練加算 II 20円/月
4. サービス提供体制強化加算 I 22円
5. 介護職員処遇改善加算 I 9.2%
6. 科学的介護推進体制加算 40円/月

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ①食費代(おやつ代含む) 500円/1食

食材料費及び調理に係る費用を基本としています。

- ②レクリエーション、行事活動

ご契約者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)③の利用料金は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

ア・下記指定口座への振込み
肥後銀行 堀川支店 普通預金 3 6 5 1 4 6
社会福祉法人 山紫会
特別養護老人ホーム 菊香園
理事長 水上 次雄
イ・金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：肥後銀行・ゆうちょ銀行・その他の金融機関
ウ・現金支払い

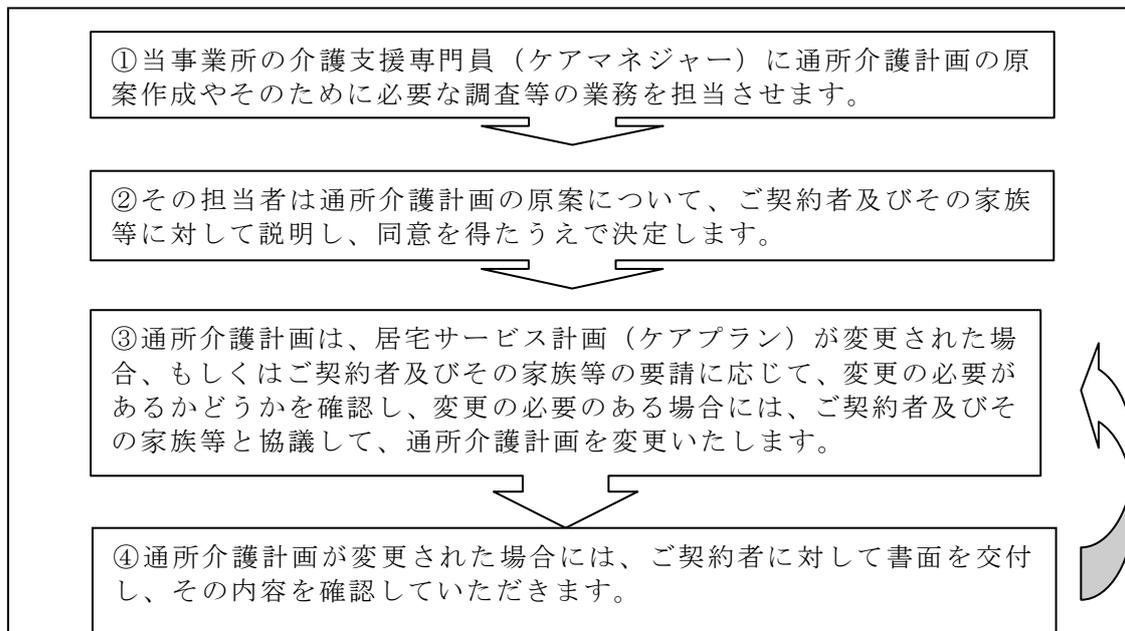
前記（２）①②の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対しては、ケアマネジャーにご相談ください。事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

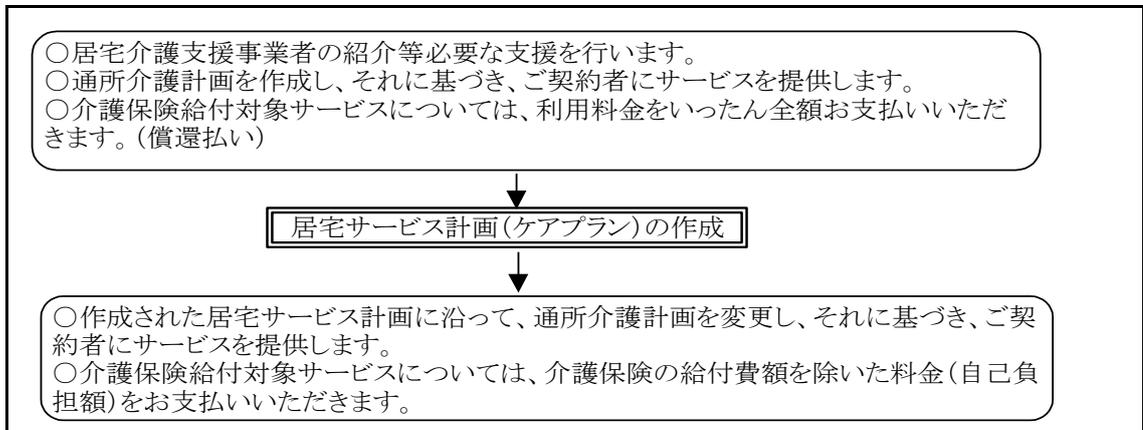
6. 契約締結からサービス提供までの流れ

（１）ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

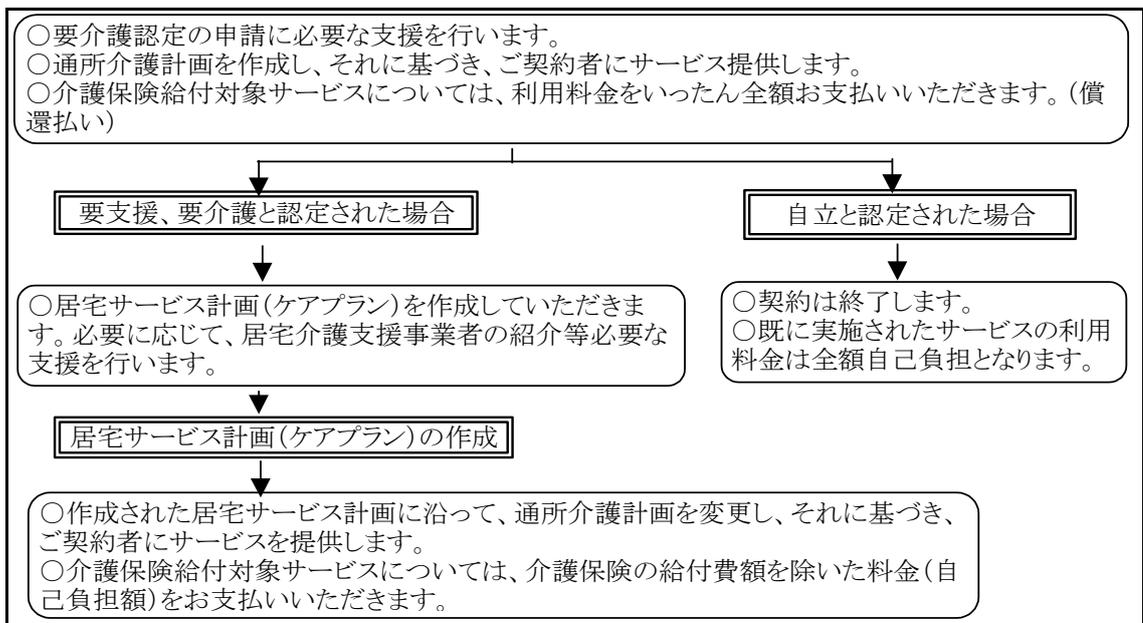


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



7. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じ

ます。

- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

- 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について

- 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします
- ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること

に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りま
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りま
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 2. 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回）

1 3. 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施します。

- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

- 契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。
- 契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出について

- 契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の1日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出について

- 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <p>①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> <p>②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</p> |
|--|

(3) 契約の終了に伴う援助について

- 契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

16. 緊急時、事故等における対応方法

当事業所は、当該事業を実施中に利用者の症状に急変、事故等その他緊急事態が生じたときは、速やかに内容を確認し必要な措置を講じると共に、管理者、家族、各保険者に連絡します。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・無

18. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 正司 明・坂本 美紀

菊香園在宅部 電話番号 096-242-4321

- 受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日除く）

10:00～16:00

- 苦情解決責任者 施設長 吉田 明雄

- 第三者委員 山紫会評議員

甲斐 さよ子 [連絡先] 0968-24-2244

村上 誠子 [連絡先] 0968-38-2530

また、苦情受付ボックスをデイセンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

合志市役所 介護保険担当課	所在地 合志市竹迫 2 1 4 0 番地 電話番号 0 9 6 - 2 4 2 - 1 1 1 1 受付時間 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍 1 丁目 1 8 - 7 電話番号 0 9 6 - 3 6 5 - 0 3 2 9 受付時間 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑町 3 - 7 電話番号 0 9 6 - 3 2 4 - 5 4 5 4 受付時間 1 0 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

菊香園デイサービスセンター

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。